

【外国為替取引に関するお客さまへのお願い】

平素より、横浜銀行をご利用くださりまして誠にありがとうございます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「外国為替及び外国貿易法」の遵守、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策、米国 OFAC 規制等各種経済制裁措置への対応がますます重要となっております。

これらの関係法令等をふまえ、お取引の背景や資金原資等について、ご説明や資料のご提示をお願いすることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

ご協力いただけない場合や、関係法令等に基づく所定の手続きが済んでいることを確認できない場合は、お取引に応じることができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

外国為替取引に関するおもな規制取引や許可等を要する取引の事例

<p>外為法に基づく規制の対象となる取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な資金の受取人および受取人の実質的支配者が北朝鮮に住所または居所を有する者等に対する支払（間接的な場合も含む） ・北朝鮮を原産地または船積地域、仕向地とする輸出入等に係る支払（間接的な場合も含む）など <p>（注）中国東北3省（黒龍江省、吉林省、遼寧省）に関連する取引、「あさり、うに、さるとりいばらの葉、まつたけ、赤貝、あわび、うにの調製品、えび、かれい、けがに、しじみ、ずわいがに、たこ、なまこの調製品、はまぐり、ひらめ」などの北朝鮮特産品に関連する取引については、北朝鮮関連取引でないことを確認させていただきます。</p>
<p>米国 OFAC 規制※1 の対象となる取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引の当事者の所在地・関係地などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域等が含まれている場合 ・米国政府より個別指定された個人や組織との取引など <p>※1 米国 OFAC 規制：米国財務省外国資産管理室（OFAC）が、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体等に対して実施する取引禁止や資産凍結などの措置</p>
<p>金融庁による警告書発出先が関係する取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業をおこなっているとして、金融庁（財務局）が警告書の発出をおこなった者が関係する取引など
<p>経済産業大臣・財務大臣の許可・届出等、所定の手続きが必要な取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な平和および安全の維持を妨げる貨物（輸出貿易管理令 別表第一に掲げる貨物 ※2）を輸出する取引 <p>※2 武器、原子力関連貨物、化学兵器関連貨物、生物兵器関連貨物、ミサイル関連貨物、先端素材、エレクトロニクス、電子計算機、通信機器、センサー、レーザー、航法装置、海洋関連装置、推進装置等の軍需転用可能物資等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国での事業活動（外国為替に関する省令 第二十一条に掲げる事業※3）にあてる場合の送金取引 <p>※3 漁業・皮革または皮革製品の製造業・武器の製造業・武器製造関連設備の製造業・麻薬等の製造業</p>

以上

2022年7月現在